

最低制限価格及び調査基準価格の算定基準について

平成 30 年 4 月 1 日付で東京都財務局「積算基準（建築工事編）」が改正されることに伴い、最低制限価格及び調査基準価格の算定方法を一部変更しますので、お知らせします。

1 積算基準の改正内容

ガス工事費について、従来は単独の種目として計上していたものを、直接工事費の 1 科目として取扱います。

2 算定方法の変更内容

積算基準の改正に伴い、これまで下記 3 の①～④に別途合算していた「ガス工事費」を、①の直接工事費に算入します。

3 算定方法

予定価格の内訳から、①直接工事費、②共通仮設費、③現場管理費、④一般管理費等を基に、原則として下記算定式により設定します。

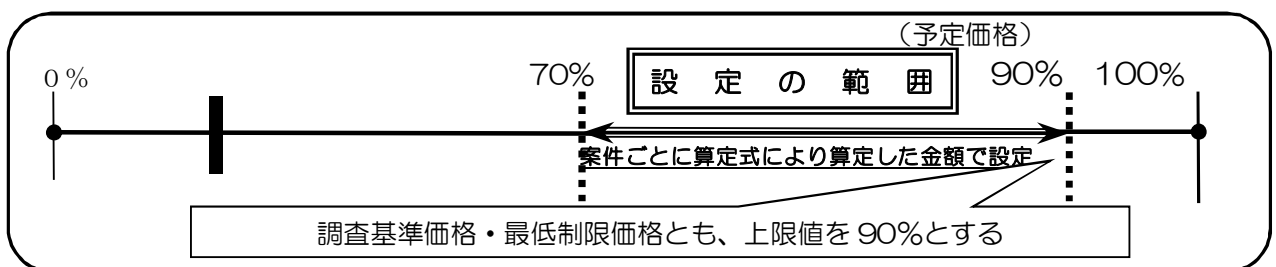
ただし、予定価格の内訳に発生材（有価物）の売却費等が含まれている場合は、その費用を①～④を基に算定した金額に合算します。

また、建築工事（建築設備工事を含む。）については、直接工事費に現場管理費の一部に相当する額（以下「現場管理費相当額」という。）が含まれているため、最低制限価格等の算定に当たっては、直接工事費から現場管理費相当額を減じた額を直接工事費とし、現場管理費は、現場管理費に現場管理費相当額を加えた額とします。

なお、現場管理費相当額は、直接工事費と明確に区分できる場合を除き、直接工事費に 10 分の 1（昇降機設備工事にあつては 10 分の 2）を乗じた額とします。

《 調査基準価格・最低制限価格 算定式 》

$$\text{設定金額} = \left(\overset{\text{直接工事費}}{\text{①}} \times 0.97 + \overset{\text{共通仮設費}}{\text{②}} \times 0.9 + \overset{\text{現場管理費}}{\text{③}} \times 0.9 + \overset{\text{一般管理費}}{\text{④}} \times 0.55 \right) \times 108 / 100$$

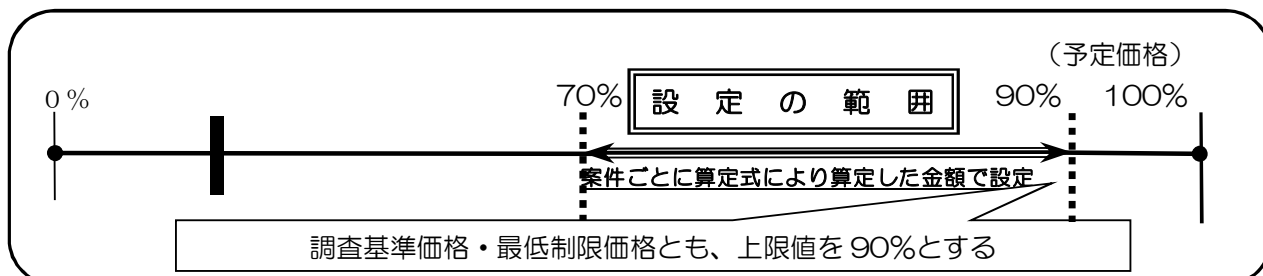


ただし、算定の結果、設定金額が予定価格の 7/10 に満たない場合は、予定価格の 7/10 とし、設定金額が予定価格の 9/10 を超える場合にあっては予定価格の 9/10 とします。

《 解体工事における調査基準価格・最低制限価格 算定式 》

上記算定式によらないものとしている解体工事については、以下の算定式となります。

$$\text{設定金額} = \left(\overset{\text{直接工事費}}{\text{①}} \times 0.8 + \overset{\text{共通仮設費}}{\text{②}} \times 0.9 + \overset{\text{現場管理費}}{\text{③}} \times 0.9 + \overset{\text{一般管理費}}{\text{④}} \times 0.55 \right) \times 108 / 100$$



ただし、算定の結果、設定金額が予定価格の7/10に満たない場合は、予定価格の7/10とし、設定金額が予定価格の9/10を超える場合にあっては予定価格の9/10とします。

4 適用開始

平成30年4月1日以後に公告等を行う案件から適用します。

【問合せ先】

(算定式について) 財務局経理部契約調整担当

直通 03-5388-2607

(積算基準について) 財務局建築保全部技術管理課機械技術担当

直通 03-5388-2839